

【委員会記録】

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時11分)

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(別添資料①②)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計予算
- 議案第3号 平成24年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算
- 議案第33号 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成24年度新規事業の採択結果について(別添資料③)
- 徳島集落再生プロジェクトについて(別添資料④⑤)
- 自然エネルギー立県とくしま推進戦略について(別添資料⑥⑦)
- 第11次鳥獣保護事業計画について(別添資料⑧⑨)
- 特定鳥獣適正管理計画について(別添資料⑩⑪⑫)

松井県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、2月定例会県議会に提出を予定しております県民環境部関係の案件及び平成24年度主要施策の概要等につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成24年度一般会計予算及び市町村振興資金貸付金特別会計予算並びにその他の議案等といたしまして条例案となっております。

説明資料の1ページをお開きください。

平成24年度県民環境部主要施策について、3ページまで18項目を記載しております。その概要について、御説明申し上げます。

1の県民との協働事業の推進では、県庁コールセンターの運営など、県民の要望や意見を県の施策に反映させるための各種広聴事業の推進を図るとともに、県民との協働事業の一層の推進に努めてまいります。

また、大規模災害発生時に、いち早くかつ柔軟な被災者受け入れ支援や、復興に向けた息の長い支援を行えるよう、大規模災害に対するソフト面での重要な備えとして、基金を創設して活用いたします。

2の男女共同参画社会づくりの推進では、男女共同参画の実現に向けて、各種施策を推進し、県民意識の高揚を図るとともに、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画に基づき、DV防止対策を推進してまいります。

3の青少年対策の推進では、次代を担う青少年の健全育成を積極的に推進するとともに、

PFI事業の導入により、県民への総合サービス拠点として再編整備した、とくぎんトモニプラザの魅力ある管理運営を行ってまいります。

4の統計調査の実施では、行政施策の基礎資料を得るため、家計調査などの各種経常調査のほか、就業構造基本調査等の周期調査を実施してまいります。

5の文化の振興では、日本最大の文化の祭典である第27回国民文化祭・とくしま2012を、地域の活力と魅力を創造する徳島ならではの新しい形での国民文化祭として、県下全24市町村で開催します。

6の競技力の向上では、ジュニア期のすぐれた素質を有する選手を発掘し、トップレベルの選手へと育てる一貫指導システムの構築や専門的知識と技術を備えた指導者の養成を図ってまいります。

2ページをお開きください。

7の生涯スポーツの推進では、生涯スポーツ社会の実現を図るため、徳島県スポーツ振興基本計画に基づき、地域における生涯スポーツの核となる総合型地域スポーツクラブの普及や機能強化に努めてまいります。

8の市町村行財政の充実強化及び9の過疎地域等の振興では、市町村が自主性や自立性などを発揮した行財政運営等が行えるよう助言等を行うとともに、地域が抱える緊急課題や権限移譲、新しいまちづくり等への取り組みを支援してまいります。

また、住民生活に密着した過疎対策事業の円滑な推進に努めるとともに、とくしま集落再生プロジェクトを推進してまいります。

10の地域情報化の推進では、e-とくしまの実現に向け、e-とくしま推進プランを着実に推進するとともに、情報通信基盤の整備を促進し、利活用の推進を図ってまいります。

11の総合的な環境施策の推進では、環境首都・先進とくしまの実現を目指し、環境活動の拠点であるエコみらいとくしまにおいて、多様な環境活動や環境学習教育の取り組みを支援してまいります。

12の地球温暖化対策の推進では、低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策推進計画により、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、自然エネルギー立県とくしまの実現に向けて、本県に豊富に存在する自然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進してまいります。

13の人と自然との共生の推進では、人と自然との共生に向けて、鳥獣保護事業計画に基づく野生鳥獣の適正管理を図るなど、希少野生動植物の保護を初めとした生物多様性の確保に努めるとともに、自然公園等の施設整備等を推進してまいります。

14の環境影響評価の推進では、各種開発行為の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めてまいります。

15の循環型社会形成の推進では、これまでの社会経済システムを見直し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とした社会形成を目指し、環境関連産業の創出等に向けた取り組みなどを推進してまいります。

3ページに参りまして、16及び17の産業廃棄物・一般廃棄物処理対策の推進では、県独自の優良処理業者認定制度により、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の減量等を推進し、循環型社会の形成を図ります。

また、浄化槽法定検査受検率の向上など、適正な浄化槽の維持管理を推進し、生活環境の保全に努めてまいります。

18の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、公害防止対策の推進を図るため、大気・水質等の環境監視等を実施して発生源に対する指導等を行うとともに、化学物質の適切な管理や汚染土壌の拡散防止対策等の促進など、環境汚染の未然防止に努めてまいります。

以上、平成24年度におきましても県民生活、地域振興、環境行政に関する施策を進め、協働の視点に立って、県民と地域が主体の県づくりを進めてまいります。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

平成24年度一般会計・特別会計予算についてでございます。

県民環境部の平成24年度一般会計当初予算の総額は、総括表の左から2列目A欄の一番下、計欄に記載のとおり62億6,163万2,000円となっております。

なお、前年度当初予算が骨格予算として編成されたものであることから、参考といたしまして、前年度6月補正後の予算額と24年度当初予算額を比較した資料1を別紙によりお手元にお配りしております。

このうち、(ア)一般会計の表の一番下、計の欄にありますとおり、平成24年度当初予算額と前年度6月補正後予算額との比較では、13億2,654万1,000円の減額、率にして82.5%となっております。

これは、主に地域整備推進費における貸付金7億円の減及び知事及び県議会議員選挙費約4億9,600万円の減額によるものでございます。

資料の5ページにお戻りください。

特別会計についてでございます。

市町村課所管の市町村振興資金貸付金特別会計におきまして、35億9,656万8,000円を計上しております。こちらも、資料1の(イ)特別会計の表をごらんいただきますと、前年度6月補正後予算額との比較では、9億8,945万4,000円の増額、率にして138%となっております。

資料の6ページをごらんください。

各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

なお、これ以降の表では、平成23年6月補正予算の計上があった場合について、参考のため、Bの前年度当初予算額の欄などの下段に括弧書きで6月補正後予算額等を記載しております。

まず、県民環境政策課関係でございます。

県民環境部の給与費などを計上しており、県民環境政策課の予算総額は、20億2,627万円となっております。

7ページをごらんください。

県民との協働課関係でございます。

広報費の摘要欄①におきましては、県民からの電話による問い合わせや要望を一元的に受け付けるコールセンター運営費等で、2,183万9,000円を計上し、計画調査費の摘要欄②県民活動推進費におきましては、NPO・ボランティアなど、県民の社会貢献活動の促進や官民協働の推進を図る経費など、1億2,883万4,000円を、また、次ページの摘要欄③では、大規模災害被災者等支援費としまして、支援基金積立金と受入支援事業を合わせ、4,215万4,000円を計上しております。

以上、県民との協働課の予算総額は、1億9,312万7,000円となっております。

9ページに参りまして、男女参画青少年課関係でございます。

摘要欄③の青少年センター整備運営事業費につきましては、PFI事業の導入により再編整備した青少年センターの施設整備の対価及び施設の維持管理・運営に要する経費としまして、2億1,691万7,000円を計上しております。

10ページをお開きください。

摘要欄⑤の男女共同参画交流センター運営費におきましては、男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画交流センターフレアとくしまの運営費や、各種講座の開催に要する経費など、4,792万3,000円を計上しております。

以上、男女参画青少年課の予算総額は、2億8,522万6,000円となっております。

11ページをごらんください。

統計調査課関係でございます。

中段、委託統計調査費の摘要欄③就業構造基本調査費に3,318万5,000円を計上するなど、各種統計調査を実施することといたしております。統計調査課の予算総額は、1億2,616万3,000円となっております。

12ページをお開きください。

とくしま文化振興課関係でございます。

中段、文化及び文化財費の摘要欄①文化振興費において、国民文化祭と一体的に県民の芸術文化活動の活性化を図る新規事業国民文化祭特別協賛事業に1,235万円を計上するほか、郷土文化会館や文学書道館の運営費など、とくしま文化振興課の予算総額は、3億8,015万円となっております。

13ページをごらんください。

県民スポーツ課関係でございます。

生涯スポーツの推進に要する経費として、摘要欄④県民総体育推進費において、自転車王国とくしまブランドを発信するとともに、サイクルイベント等を開催する新規事業自転車王国とくしまブランド発信事業や総合型地域スポーツクラブの機能強化を図る総合型地域スポーツクラブどどん活用事業を計上するとともに、競技力の向上に要する経費として、摘要欄⑤競技スポーツ重点強化対策費を計上するなど、県民スポーツ課の予算総額は、5億1,118万4,000円となっております。

14ページをお開きください。

市町村課、地方主権推進課及び地域情報課の一般会計でございます。

上段、一般管理費の摘要欄①行政情報化推進費におきまして、電子自治体の構築の推進のための経費 3,074 万 4,000 円を、下段、計画調査費の摘要欄①情報化促進費では、地域の情報化を推進するための経費として、5,405 万 3,000 円を計上しております。

15 ページに参りまして、市町村連絡指導費及び自治振興費におきましては、市町村支援に要する経費を、16 ページをお開きいただきまして、上段の地域振興対策費における過疎地域や離島等の振興に要する経費並びに中段、選挙管理委員会費以降 17 ページにかけまして、選挙に係る事務経費等を計上しており、一般会計の予算総額は、17 ページ最下段合計に記載のとおり、18 億 5,109 万 6,000 円となっております。18 ページをお開きください。

市町村課所管の市町村振興資金貸付金特別会計でございます。

摘要欄①の市町村振興資金貸付金といたしまして、予算総額は、35 億 9,656 万 8,000 円となっております。

19 ページをごらんください。

環境首都課関係でございます。

環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費では、アの新規事業自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金、イの新規事業自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業など、地球温暖化対策を初め環境施策の推進に要する経費など、3 億 2,402 万 6,000 円を計上しております。環境首都課の予算総額は、3 億 4,402 万 7,000 円となっております。

20 ページをお開きください。

自然環境課関係でございます。

環境衛生指導費におきましては、摘要欄③自然公園等施設整備事業費及び摘要欄④自然公園等維持費など自然公園等に係る施設の整備・維持管理を初めとした自然環境の保全を図るための経費を計上しております。

また、摘要欄⑥鳥獣等保護費におきましては、鳥獣保護及び狩猟対策に要する経費としまして 6,422 万 2,000 円を計上しております。

21 ページをごらんください。

摘要欄の環境審査費と合わせまして、自然環境課の予算総額は、合計欄に記載のとおり

1 億 3,628 万 2,000 円となっております。

22 ページをお開きください。

環境整備課関係でございます。

摘要欄②の廃棄物処理施設管理指導費におきましては、一般廃棄物の適正処理指導及び浄化槽の適正な維持管理を推進するための経費として、1 億 562 万 2,000 円を計上しております。

摘要欄③の生活環境整備指導費におきましては、産業廃棄物の適正処理を促進し、生活環境の保全を図るための経費として、7,830 万 9,000 円を計上しております。

以上、環境整備課の予算総額は、2 億 3,414 万 6,000 円となっております。

23 ページをごらんください。

環境管理課関係でございます。

摘要欄②の大気汚染対策費及び④の水質汚濁対策費、24ページの⑦公害関係調査費など、大気・水質等の汚染状況の常時監視や発生源への立入調査の実施を初め、公害を防止するための経費をそれぞれ計上しております。

環境管理課の予算総額は、1億7,396万1,000円となっております。

25ページをごらんください。

その他の議案等につきまして御説明いたします。

条例案としまして、1件、提出することといたしております。

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例でございます。

これは、民法の一部が改正され、未成年後見人に法人を選任することができるようになったこと等にかんがみ、未成年者でその未成年後見人に法人が選任されたものに係る浄化槽保守点検業の登録の拒否の要件について、所要の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日としております。

今議会に提出を予定しております案件の説明は、以上でございます。

引き続きまして、この際、5件御報告させていただきます。

まず、平成24年度新規事業の採択結果についてでございます。

お手元の資料2をごらんください。

県行政全般にわたる政策的な新規事業について、企画段階において、有効性や必要性などの観点から政策協議を行い、1ページ下の指標の定義にありますように、A、B、Cの3段階で事業採択を行いました。

その結果につきましては、1ページの平成24年度新規事業採択の概要のとおりでございます。対象の26事業に対しまして、A評価が3事業、B評価が22事業、C評価が1事業となっております。これらの採択結果を踏まえ、当初予算編成の中で、さらに事業内容や仕組みの改善等を行い、11事業を平成24年度当初予算案に盛り込んでおります。

なお、2ページには、他部局を含めた事業採択結果一覧を、3ページには、採択した主な事業名を掲載してございます。

今後とも、限られた財政状況の中、有効性や必要性が高く、予算措置が必要と考えられる新規事業の採択に努め、予算編成への活用を図ってまいります。

2点目は、とくしま集落再生プロジェクト案についてでございます。

お手元の資料3のとくしま集落再生プロジェクト(案)概要の1ページをごらんください。

このプロジェクトは、本県の65才以上の高齢者が住民の半数以上を占める、いわゆる限界集落の割合が35.5%と全国平均を大きく上回る状況を受け、平成23年8月に設置された、各分野の第一線で活躍されている方々から成る、とくしま集落再生プロジェクト検討委員会において、4回にわたる検討を踏まえ、去る1月31日の同委員会において、資料4のとおり、取りまとめられたものでございます。

基本的考え方でございますが、県及び各市町村は、過疎地域自立促進計画に基づき過疎地域の基盤整備を初め、計画的かつ総合的な過疎対策事業を推進しているところでございます。これに加えて、とくしま集落再生プロジェクトでは限界集落に焦点を当て、全国屈指の高速情報通信基盤や、集落が有する資源を活用し、集落再生の成功事例を創出するための具体的な取り組み策を提示するものであり、頑張る集落とNP

〇等の団体や民間事業者、それを支える市町村や県などの行政がチームとなって推進していくこととしております。

プロジェクトの概要でございますが、プロジェクトには 36 の具体的な取り組み策を、安全・安心の確保、地域資源の活用、人材確保・育成、魅力発信の4つの重点分野に区分して盛り込んでおり、計画期間は本年度から平成 27 年度までとしております。

目指す姿でございますが、未来を拓き笑顔あふれる集落としております。

推進体制でございますが、推進組織として、とくしま集落再生推進委員会(仮称)を設置するとともに、プロジェクトの実効性を上げるため、見直し等を適宜実施し、進化するプロジェクトとして展開していくこととしております。

続きまして、2ページには、ただいま御説明しましたプロジェクトの概要を体系図にしたものを、3ページから4ページには、プロジェクトを構成する取り組みの一覧で、4つの重点分野ごとに右側の欄に具体的な取り組み策を記載しております。星印で実証実験中などの表示がございますが、まずはできるものから直ちに着手していこうということで実証実験に積極的に取り組むこととしているものでございます。

今後、県議会での御論議をいただき、本年度中に策定し、集落再生に向け、プロジェクトの推進に取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

3点目は、自然エネルギー立県とくしま推進戦略案についてでございます。

資料5の推進戦略案の概要版及び資料6の推進戦略案をお配りしております。説明は、資料5の推進戦略案の概要版でさせていただきます。

この戦略は、本年 11 月に設置した外部有識者で構成する、自然エネルギー立県とくしま推進委員会において、御検討いただいているところでありますが、去る2月3日の当委員会での審議を踏まえ、今回の推進戦略案として、取りまとめられたところであります。

1ページをごらんください。

戦略の背景や戦略の趣旨等につきましては、東日本大震災を契機として、自然エネルギーの地産地消や災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築が求められていることから、自然エネルギーの宝庫とくしまの高い潜在能力を生かし、本県への自然エネルギーの導入を推進していくために策定するものであり、戦略の期間や戦略プロジェクトを明らかにし、

自然エネルギー立県の実現に向けて取り組むこととしております。

2ページをごらんください。

戦略の体系といたしまして、戦略プロジェクトを構成する4つのプロジェクトを体系的に整理しており、3ページから6ページにかけましては、盛り込んだ施策を示しております。

こちらの計画につきましても、今後、県議会でご論議をいただくとともに、パブリックコメントや自然エネルギー立県とくしま推進委員会での御審議を経て、3月末を目途に戦略を策定してまいりたいと考えております。

4点目は、第 11 次鳥獣保護事業計画案についてでございます。

お手元には、資料7の計画案の概要版と資料8の計画書案を配付させていただいております。説明は、資料7の計画案の概要版にてさせていただきます。

この計画は、法の規定に基づく5カ年の計画であります。現在の第10次鳥獣保護事業計画が3月末をもって終了することから、環境省が示す基本的な指針に基づきまして、平成24年4月以降の新たな計画を策定するものであります。

計画内容としましては、鳥獣保護区の指定や有害鳥獣などの捕獲の許可に関する事項、また後ほど説明させていただきますが、ニホンジカやイノシシの適正管理計画や県民への普及啓発に関する事項など、本県の鳥獣行政を行う上で基本となる項目について記載しております。

今回の計画のポイントとしましては、近年の農業被害の増加などを背景としまして、狩猟免許を持たない農林業者が、みずからの事業地内で有害鳥獣を捕獲する場合の許可基準を緩和するほか、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策につきまして、地域住民の方々や関係機関との連携をより一層推進していくことなどとなっております。

5点目は、特定鳥獣適正管理計画案についてであります。

お手元には、資料9の計画の概要版と資料10及び11のニホンジカとイノシシの計画書案を配付させていただいております。資料9の計画の概要版で、御説明させていただきます。

今回の計画につきましては、鳥獣との長期的な共生を視野に、新たな4つの視点から策定を行っております。

まず、管理目標であります。近年、増加傾向にあります農業被害の軽減について明確に位置づけを行い、里地里山での個体数の削減や人と野生鳥獣とのあつれきを軽減することを目標としております。

2つ目は、科学的な知見を基に計画を実行することです。具体的には、生息状況や生息頭数について、より正確に把握し、実効性のある対策に結びつけていくため、これまでの調査に加え、新たに里山での調査を追加することにしております。

3つ目は、計画内容について柔軟に対応することです。ニホンジカについては、毎年6,300頭を目標として捕獲を行うこととしておりますが、被害の状況や捕獲の実績などに応じて、毎年の計画を弾力的に見直すこととしております。

最後の4つ目は、規制の緩和です。ニホンジカにつきましては、新たに管理区域を県下全域に拡大するとともに、捕獲数を無制限に拡大するなど、期間や場所、また数に関する規制につきまして、可能な限り緩和を図ってまいりたいと考えております。

この計画案につきましても、今後、県議会での御論議やパブリックコメント、また環境審議会での御審議を経て、計画を策定してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

寺井委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

たくさんの説明でございましたので、1点だけお聞きをしたいと思います。

御説明の中にもあったわけですが、昨年の大震災を受けて、自然エネルギーの対応に向けて本県は他県よりも早く取り組んでいただいて、自然エネルギー立県とくしま推進委員会を昨年の11月に開催し、自然エネルギー立県とくしま推進戦略についての御報告があり、平成24年度から26年度の3年間に集中的な施策を推進していくということでございます。

その中で、取り組んでおりますメガソーラーなどの誘致のプロジェクトについて、どのような事業で推進していくと考えているのか、この点について、まずはお聞きをしたいと思います。

平島環境首都課長

児島委員から自然エネルギーの導入促進についての御質問でございます。

今回、24年度の当初予算にも盛り込んでいただいておりますが、新たに誘致のための補助制度、あるいは県内事業者向けの低利融資制度の創設を図るとともに、相談窓口の設置や情報サイトの開設、また適地マップ等を作成しておりますが、そういったもので情報発信を図りながら、マッチングフェア等も行いましてメガソーラーを初めとする風力、小水力発電施設の県内立地を促進してまいりたいと考えております。

児島委員

今、御答弁いただきましたように県内の立地を促進していくということですが、やはり誘致プロジェクトで重要なのが立地に向けた県としての具体的な支援策でなかろうかと思うわけであります。その中で、今回のこの戦略に向けて新たな補助制度、また県内事業者向けの融資制度について、具体的にどのような内容なのか制度の概要を御説明いただきたいと思います。

平島環境首都課長

新たな支援事業についての御質問でございます。

まず、当初予算に計上させていただいております自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金でございます。これについては予算額2億円でございますが、制度概要といたしましては、民間事業者に対しまして、例えば太陽光であれば1,000キロワット以上の施設を対象に、初期投資の5%を補助するものでございます。

また、過疎地域におきましては、規模の要件を2分の1程度まで緩和してまいりたいと考えております。

また、補助要件といたしましては、災害時の電力供給等の協力、地元雇用の確保、また県内企業への優先発注などを補助要件といたしまして、こうした取り組みを通じまして減災・防災対策、あるいは地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、自然エネルギー立県とくしま推進事業貸付事業でございます。これにつきましては、現在、徳島県地球温暖化対策推進資金がございますが、これを全面改定いたしまして貸付枠を20億円に拡大したいと考えております。また、融資限度額を3,000万円から1億円に引き上げまして、特にメガソーラーの導入につきましては、特別枠を設定いたしまして限度額を2億円としたいと考えております。こういったものを通じまして、自然エネルギー立県とくしまの推進を図ってまいりたいと考えております。

児島委員

今、御説明いただきましたように本県はメガソーラーを中心に、本当に早急に取り組んでいただいております、皆さんの御努力に感謝をいたしたいと思っております。

今年の7月には、電力の固定価格買取制度がスタートしまして、本県の自然エネルギーの導入促進を図っていくために、新たな補助金でありますとか、低利の融資制度などは、重要な促進対策であり民間企業への後押しになるのではないかと考えております。そして未利用地や耕作放棄地なども活用して、これから新たな発電のビジネスを推進することによって、さらに今おこなっておりますいろんな地域の活性化にもつながっていくものだと考えております。

今後、特に震災対策もあるんですが、自然エネルギー立県とくしま推進戦略を、どうか積極的に早急に進めていただきまして、新たな支援制度の活用が、今後十分に図られますように関係各位の職員の皆様方の御努力に期待をしながら終わりたいと思っております。

藤田委員

今、児島委員から自然エネルギーの話が出ました。今の電力事情の中で、自然エネルギーというのが一過性でないようにして、新しいエネルギーとしての基本路線が引けたらいいのかなと。私どもも大賛成でありますし、ぜひ進めるべきかなと。ただ、自然エネルギーというものは非常に難しい面もあるかもわかりませんので、先ほどこよっと規模要件の件で、地域によれば2分の1と、こういう話があったんですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

平島環境首都課長

自然エネルギー立県推進事業補助金の過疎地域に関する要件緩和についてでございます。

要件緩和につきましては、通常、太陽光発電であれば1,000キロワット以上、風力についても1,000キロワット以上、小水力については初期投資が高額になりますので、200キロワットを想定しております。これにつきまして過疎地域、県内に13市町村ございますが、過疎地域におきましては、規模を2分の1程度に緩和したいと考えております。

具体的に申し上げますと、太陽光発電であれば500キロワット以上であれば、初期投資の5%の補助金を活用して発電施設が立地できるという形を考えております。

藤田委員

自然エネルギーの目的と言ったらおかしいですけど、国では今、原子力からの転換を図るという問題が大きく出てますからそれはそれでよくわかるんですけども、例えば、太陽光であれば、私はまだ勉強不足ですから詳しい話はまた付託委員会で質問しますが、何をやるにしても、企業採算というのは面積と出力数と規模と損益分岐というのが必ずある。だから、例えば、500キロワットにしてその施設の維持管理ができるのか。電力の発進はできても、企業として成り立つのか。長い意味での自然エネルギーを推進していく1つの目標に、私は太陽光というのは、3兆円ぐらいが1つの大きな目安、企業としての採算が合う。例えば、公的

なところがやるのであれば別ですけれども、民間企業が導入をして、地域の活力等そういう一石二鳥、三鳥の効果を出すのであれば、費用対効果というのは大事と思うんです、こういう問題は特に。それが、出力が少ない人に補助を出す。私はちょっとわからんです。広めるという宣伝だったらわかる。地域の過疎対策になるかどうかは別ですけれども、メガソーラーを開発する大きな目的、意義というのはどこに置くのか。発信だけしたらいいのか。企業として最低成り立つために企業にどういう呼び込みをして、どういう要望をするのか、私はそのほうが大事だと思うんですが、その辺はどういう考えを持っていますか。

平島環境首都課長

藤田委員お話しのとおり、メガソーラーの誘致に関しては、さまざまな観点で検討すべき問題があると思います。

1つは遊休地等を利用して、メガソーラーを誘致すれば、その地域の核となる発電施設ができるという形で、そういったものを活用しながら災害に強いまちづくりなどを推進していけるというのが1つあると思います。

また、メガソーラー等に関しましては、3億円から4億円程度の初期投資が必要でございますので、そういったものが資本投下されることによりまして、建設時の雇用の創出であるとか、資材調達による地元業者への経済波及効果、あるいは税金等も一定程度見込まれると考えております。こういったものを1つの核といたしまして、自然エネルギーの導入促進も必要でございますが、地域活性化に結びつけながら、あと委員御指摘のどれくらいのものが必要なのか、企業経営としてどうなのかというお話でございますけれども、現在、国のほうで固定価格買取制度の価格とか期間が最終決定しておりません。そういった中で、巷間言われておりますのは1キロワット当たり40円程度であれば十分採算が見込めるのではないかとということでございます。今後そういった情報収集も進めながら、地域へのメガソーラーの導入促進を進めてまいりたいと考えております。

藤田委員

当然、こういう施策ですから県単独でやるわけにもいかん。まず、民活をどう起こすか。言葉は悪いですけども、国が足腰の弱い日がわりのメニューを出してやるもんですから、何かそれに振り回される。確かに自然エネルギーは大事なんでしょうけれども、それはやはり、香川県でもそうでしょうし場所にもよると思うんです。まず、県がやるんではないんですから。徳島県の起業家がやっても、外国から来ても結構ですけども、要するに民活を利用しながら、自然に優しい電力を発進する。それで地域のいろんな問題をクリアできるという知事がよく言う一石二鳥、三鳥、それをするための1つの基本的な基準というものはきちっと持っておかないと、発電がどうのこうのと言うのであれば、それは分けないといけないのではないかなと。起業家がやるのと、もう一つは、そういう地域環境と地域保全のためにやる。それじゃ、それはどこに頼むのか。例えば、先ほど耕作放棄地の話が出ましたけれども、そういうのは土地改良区の単位で、私どもも北岸用水の管轄に入っておりますが、そういうところで本当に管理費用さえ払えないような耕作放棄地がたくさん出てくる。そういうために土地改良区が中心になって、そういうシステムづくりの構築をやって県が補助を出す。これは水力も一緒です。北岸用水の水が余ってくるんですから。それに対する小水力発電、これを試験的にでも官を

中心に、公共団体、そういう土地改良区とかも、私は半分は公共団体だと思ってますので、そういうところは、やはりそういう1つのモデル的にやろうとするんだったら今の補助制度も十分活用しないといけないんですけども、民間は補助を多分使わないと思うんです。採算が合うか合わないかは、これから国が決める。ただ、そういう採算に合うようにするための徳島県の提言というのものもある。そういうためにお金を使うというのであればわかるんですけども、その辺は十分、研究した中で進めていただいて、本当に徳島県のメガソーラーを初めとする自然エネルギーの生産を強力に進めていくのであれば、初めから道を間違わないようにやっていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それから特定鳥獣の件ですが、こういうものも非常に規制緩和の中で新しい、多分県民環境部と農林水産部とは非常にこの問題に関しては相当な話し合い等をやっているかないか。私は前からお願いをしてるんですが、確かに狩猟期間が1カ月延びるのはそれなりの効果があるだろうと思う。ただ、敵もさる者、非常に利口らしいです。解禁のときには休猟区へ逃げ込むらしいです。だから、本当に県民環境部で鳥獣の安定的な保護をするのであれば、適正に保護をするんだらうなあと。

しかし今、徳島県で大きな問題になっているのは鳥獣保護も大事ですけども、駆除というのも大事である。だから、規制緩和して、こういうことをするんでしょうけれども、過剰におもものは駆除する。これを通年、1年間やったらどうですか。特に規制緩和をして、くくりわなを主にする。猟友会の人に聞いても、銃の保管というのは非常に厳しくなっている。だから、狩猟する人の高齢化と銃器の規制等で、もうやめたいという人が田舎のほうではたくさん出てきているらしい。だから、その辺をとめるのであれば、くくりわなの規制緩和をしながら、自分の集落は自分の集落の人で守ってもらうという施策をするためには、くくりわなをどんどん推進しながら、1年中やってもらったらい。そして、補助を出せばいい。休猟期間をつくって保護しないとイケないのであれば、頭数制限をやればいい。

この計画でいくと、イノシシもシカも非常に頭数が多くなってる。一生懸命皆さん努力をしながら、4県が合同でやる。相当莫大な金を使いながら、効果的は少ないんじゃないかな。私は、そういう地域に住んでますからそういう気がします。特に住民の意見も、やはり高冷地野菜は荒らされて、高齢の人のスズメの涙の収入までなくなっている。そういうのを地域ぐるみで一緒になって皆さん駆除したらどうですか。日に2頭とか3頭とか書いてますが、例えば、たくさんとりすぎるんだったら、1月にこれくらいにしてくださいねとか、そういうやり方をまずやってみてもいいんじゃないかなと。こんだけ多いんですから。そういう方策もぜひ取り組んでいただいて、ウオンテッドを1年かけていただきたい。賞金稼ぎは、お金を稼ぐとなると、やはり意気込みが違ってきます。それからさっき言ったみたいに、狩猟期間を延長しても、1回鉄砲を鳴らしたりすると警戒心が強いので完全に逃げ込んでしまう。こういう現象が毎年続いているので、新しい計画の中にいろいろと昔のことも反省しながら生かしていただきたいことを要望して、またお答えもいただきたいと思います。

それと、もう一点、集落再生でプロジェクトを立ち上げていただいて、とくしま集落再生プロジェクトは大変ありがたいし、過疎のほうからすれば非常にこれから期待しています。ただ過疎につける薬はないという難しい中で、まず風穴をあけていただき、プロジェクトの素案をつくっていただいて、来年も県民環境部だけでもある程度の予算をとっていただいてありがたいと思うんですが、平成24年度の徳島県の全体の予算説明でも過疎での連携という話がよく出てきてますが、部局内で話をつけるのは非常につけやすいわけで、まだまだ縦割りの行政というんですか、農林は農林、土木は土木、いろんな形で過疎地に対する顔を向けた予算が

出ているなど、こういう気はしました。ただ、執行するときにこれはどうするかなど。例えば、委員会の中でもそういう問題を含めないかともわかりませんが、理事者側も過疎対策に関することがすべてわかるとこ
ろがあるのかと言ったら、今ないんです。

こういうすばらしいプロジェクトをつくっていただいて、私は、限界集落というのは言葉が荒いかもわかりま
せんが、要するに崩壊していく集落を守るんだというそういう課をつくっていただきたい。課というか局でもい
い。そこで、そういうものが全部集約されて徳島県はそこへ行けば過疎対策の、徳島県は75%以上が過疎
なんですから、徳島市でさえお隣に佐那河内村がある。知事の言うドーナツ現象というのは真ん中があきま
すから、中心市街地に人がいなくなる。これも過疎かもわかりませんが、そういう過疎対策を本当に一元的
に見えるような部局を、ちょっと全体的なことですから、この部局かどうかわかりませんが、たまたま担当がこ
の部局になっておりますので、そういうものもひとつお考えいただいておりますので、お答えができればありがたい。

それからもう一つ、過疎については、徳島県がリーダーシップをとっていただいたとしても、やはりその地域
の理解、地域の住民とのいろんな連携と話し合いがなかったら多分効果のあるものにはならないと思いま
す。そうしたときに、各市町村の過疎対策というのは延長されて、過疎債も運用が自由にできる。だけ
ど、私は美馬市ですが、美馬市でも全体的な形で過疎債を使う。例えば、幼稚園とか保育所の充実を図る。
これは先ほどから話になってる限界集落への対応とは違うんです。その町全体の中でのバランスをとって過
疎債を使う。それでは限界集落はもたないと、私は思う。そのために、集落再生の新しいプロジェクトを起
こしていただいたんだろうなど。そういう運用についても今後どうするのか。すばらしい計画とすばらしい発想か
らスタートしていただいて、それで全国初のオンリーワン徳島でないですが、全国モデルになるようなことを
やっていただけるという期待がある中で、どのような形でこれを発信していくのかなど。この件についてお
答えをいただければありがたい。

岩野自然環境課長

1点目は、駆除のときに、生息密度が最終どの程度までという御質問でございましたけれども、環境省から
指針が出ております。人の生活が非常に盛んなところ、人家や農地の周辺では、1平方キロメートル当たり
限りなくゼロに近い、あるいは1頭くらい程度ということで、ゼロから1頭となっております。それから、森林の
部分につきましては、3から5頭が適正な密度ということで、この計画の中におきましては、年間6,300頭あ
るいは最初7,000頭という数字を置いておりますけれども、現実的には県下を5つの地域に分けて、そ
れぞれ生息の密度を考えております。その中で、人家に近いところについては限りなくゼロに近いような形で
捕獲を進めていくという考えで進めております。

それから2点目、年間の駆除のお話でございます。わなには、囲いわなと言いまして天井がないものとくくり
わなという、いわゆる足にまわりつくような2種類があります。従来からわなの規定につきましては、これは
法律で規制が決まっておりますけれども、政策提言等いろんな形の中で次第次第に規制が緩くなっておりま
す。囲いわなにつきましては、今年度いっぱいまでは、農林事業者が事業場の中で囲いわなをする場合に
は狩猟期間中だけは許可なしでいけたんですけれども、来年度からは1年中囲いわなを実施することができ
るようになりました。それから、くくりわなでございますけれども、これにつきましては、現在は環境大臣が定

める法人、例えば森林組合だとか農業協同組合、連合会も含めまして9つの組合が実施をする場合には、その中に許可を持っている人がおれば持たない人を含めて駆除活動ができるということで、次第次第にこれも緩んできておる状況でございます。現在は、すべての人がくくりわなを許可なしでとれるという状況ではないんですが、暫時、政策提言等も行われるようなこともあるかなと考えております。

それから、銃につきましては、御指摘のとおりだんだん少なくなっております。シカについては、わなよりも現在では銃のほうが多いわけですけれども、今後は大きなわなでたくさんシカをとる、いわゆる捕獲効率が上がる仕組みをつくっていくということで検討をしていきたい。ただし、狩猟期間中でありまして有害鳥獣の駆除につきましては、許可を出して駆除ができますので、現実的には1年中できるということにはなっております。できるだけそういったことで、積極的に捕獲を進めていきたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

相田地方主権推進課長

ただいま藤田委員から、とくしま集落再生プロジェクトについて温かい応援のお言葉をいただいたかと思っております。

御質問の中で過疎地域の集落再生プロジェクトを推進していく上で、課のような組織もしくは一元的に執行していくところが見えるようなところという御質問でございました。今回、とくしま集落再生プロジェクト、私どもで作成するに当たりまして、当然、事業自体が各行政分野にわたりますことから、副知事をトップといたしまして、集落再生部会というものを設置して、その中で各局連携しながら策定してきたところでございます。

今後の執行に当たりまして、集落再生部会等のメンバーを中心にいたしまして、全庁的な連携をとりながら進めてまいりたいと考えており、具体的に過疎対策全般を担当しておりますのは、私ども地方主権推進課でございますので、地域振興総局全体となって汗をかきながら進めてまいりたいと考えております。

それからもう一点、一般的な過疎対策、市町村や県が行っている過疎対策に加えまして、今回、とくしま集落再生プロジェクトということで限界集落対策を取りまとめさせていただいたところでありますが、その推進についてという御質問でございます。

一般的な過疎対策の推進につきましては、平成22年度から過疎計画をつくりまして、県と市町村で計画的な推進ということで連携を図りながら行っているところでございます。今回の集落再生プロジェクトにつきましては、その中でも特に限界集落に焦点を当てるということを考えておりますので、その点につきましては、頑張る集落の方々、地域のNPOの方々、民間企業の方々と県・市町村が連携をとりながら一緒になってやっていきたいと考えております。

藤田委員

特に鳥獣のほうは、年間通してやれるのであれば、今言ったように地域のことは地域の人が守つたらいいんです。その支援をしてあげたらいい。その集落の自治会長さんを中心に、国の規制緩和もあるんですから、市町村と十分に連携をとって、本当にほとんどが過疎なんです。山里が崩壊したからこそ、だんだんだんだん野生動物がおりてくる。以前は人が山へ山へ入って行って、奥へ追いやっていたのが、今は逆に追い返されとる状態。当然、駆除しながら人間とのバランスをとるためには、どうしても私は賞金を出してあげない

かんのだろうなど。それだけはぜひ相談しながら、年間捕獲する鳥獣被害対策費というのがあるんですから、それを地域の人に分けて、それで地域の維持管理にも使えるように、集団でやれば集団でお金は使うんです。だから、そういうことも含めて年間でウォンテッド、言葉は悪いですが、いわゆる賞金稼ぎということで、地域の人に、苦労の一端を差し上げるという形でぜひ考えていただきたい。

それと、3,000頭が6,000頭、7,000頭になると、この前も西部県民局の農林水産部と美馬市でシカ肉の試食会をやったんですが、やはり林業と一緒に川下対策というのか、6,000頭とった後の処理を考えないかんです。香川県のあるところでは、イノシシの肉をスライスして、500グラム3,000円で売ってるんです。当然、川下対策だろうと思うんです。徳島県もやっぱり地域と相談しながら、鳥獣被害を逆にとれば6次産業の大きな作用になるんですから、そういうところにも力を入れて、猟友会だったら、言葉悪いですけど残渣の処理もそれはそれなりに地域で目をつぶってくれるかもわからない。だけど、自治体がいろいろやるときには、うちの木屋平の食肉加工センターもそうでしょうが、残渣処理が問題になる。残渣を整理するということは、お肉を販売するというので、そういうことを総合的に考えていかないと、多分今の鳥獣対策をやったってできるもんじゃない。そういうことも含めて、ぜひ本気で6次産業化への施策が展開できるようにお願いをおきたいと思います。来年からの事業になるかもわかりませんが、ぜひ心にとめていただいております。

また、集落再生のほうはバイオマスの件とあわせて付託委員会で御質問させていただきますが、今のことに関しましては部長の御答弁も要りません。よく考えておいてください。

北島委員

昨年の11月の本会議で私が質問をしまして、今回の2月定例会で議員提案条例として提出する予定の徳島県大規模災害被災者等支援基金条例に関連しまして、この予算について2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず委員会説明資料の8ページに記載のあります徳島県大規模災害被災者等支援基金積立金の2,107万7,000円につきましては、東日本大震災の被災者受け入れ支援のための義援金の残額を積み立てるといっていると思いますが、この積立金につきましては、東日本大震災の被災者受け入れのために限定した使い方をされるのでしょうか。

それと、もし限定して使うということになりますと、今後の新たな大規模災害に備えて、県としてはこの基金に対する義援金以外に積み立てる予定について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

手塚県民との協働課長

北島委員から大規模災害被災者等支援基金条例関係の予算につきまして御質問を2ついただきました。

まず1点目でございますけれども、今回の被災者受入支援義援金につきましては、東日本大震災被災者の受け入れ支援を前提として、県民の皆様から御協力いただいておりますのでございまして、今回の基金に積み立てた場合につきましても、この予算につきましては、東日本大震災により徳島県に避難されてきた方に対する予算として使わせていただきたいと考えております。

それからもう一つ、県は義援金以外には積み立てないのかという御質問でございますが、今後新たな大規模災害等が発生しました場合には必要に応じまして市町村や企業、団体の皆様にも寄附をお願いすることとしておりまして、その際には県も率先しまして一定額を積み立て、被災者受け入れ支援が円滑かつ迅速に進むように対応してまいりたいと考えております。

北島委員

今お答えいただきましたが、新たな大規模災害が発生した場合には、いろんな企業とか市町村、団体にも寄附を要請し、その際には県が率先して一定額を基金として積み立てていくということでありまして、そういうことで、今後起こり得る災害で被災されました方々に対しても、この条例の趣旨に沿って迅速な対応をしていただきますようお願いいたします。

もう一点、この資料にもありますが、基金を活用して取り組む大規模災害被災者等受入支援事業ですが、この事業についてはどのようなものと考えておりますか。それと具体的な事業内容について、県のほうで現段階で予定しているものがあれば御説明いただきたいと思っております。

手塚県民との協働課長

大規模災害被災者等受入支援事業につきましては、大きく2つの事業を考えております。

1つは東日本大震災によりまして県内に避難された方に対する生活支援、もう一つは県内で行われます被災地の児童、生徒等との交流事業、この2つを考えておりまして、詳しく言いますと、生活支援につきましては、現在、義援金で行っております生活支援を引き続き行う予定としておりまして、東日本大震災の被災者で県内に避難された方で、原則1カ月以上、県内の県営住宅等に入居されるなど一定の要件を満たす方に1世帯当たり30万円、单身の方には15万円を生活資金として提供することを考えております。

もう一点の交流事業への支援につきましては、東日本大震災の被災地の児童、生徒等が少しでも笑顔を取り戻してくれますように被災地の児童、生徒を本県にお招きしまして、本県の市町村、学校、NPO団体等によりまして交流事業につきまして経費を支援することを考えております。

北島委員

いろいろと御答弁いただきましたが、お伺いしましたところ、我々が提案する条例の趣旨を十分御理解いただいて制度を検討していただいているものだなあという印象を受けております。11月議会で申し上げましたが、被災地の小中学校、高校の生徒の皆さんも徳島県に呼んで、思い切り広いグラウンドで活動してもらい徳島ならではの貴重な体験を被災地へ持って帰ってもらって、被災地に元気を出してもらおうという事業にしてもらいたいと質問したわけでございます。そういう趣旨に沿って、この基金を運用していただきたいと思っております。

基金はあくまでも制度でございますが、その基金に魂を入れるのは、やはり理事者の皆さんの取り組み姿勢によるものだろうと思っておりますので、この基金の設置によりまして寄附をされた方々、県民の皆さんの思いが被災地の皆さんにつながるよう、ひとつ熱い思いを持って今後取り組んでいただきますようお願いしまして質問を終わります。

古田委員

自然エネルギーの推進のことでお伺いしたいと思います。

今回、補助制度や融資制度、それから啓発推進ということで事業を組まれていることは大賛成で大いに進めていただきたいと思いますと思うんですが、太陽光エネルギーの問題では今御報告にありましたように、県では本庁舎や徳島保健所などに太陽光発電パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池の3点セットの導入を図っております。またプロジェクトのほうでは、県庁舎を初め県立病院、県立学校、警察署など防災拠点となる県有施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池などを計画的に整備し災害時の機能強化と見える化を推進しますということをやられているんですけども、現在、県防災拠点施設にはどのくらい設置が進んでいるのか。それと、戦略の期間が3年間と書いていますが、3年間でどのくらい進める予定なのか、来年度はどのくらい進める予定なのかお伺いしたいと思います。

平島環境首都課長

ただいま古田委員から自然エネルギー立県とくしま推進戦略の災害に強いまちづくりプロジェクトの部分の御質問かと思いますが、災害に強いまちづくりにつきましては、記載のとおり国のグリーンニューディール基金が、今回、国の当初予算で121億円ほどついています。国の今の制度設計では、5年程度で各府県の繰り入れる基金を活用して、災害に強いまちづくり等を推進していくということでございます。ただ、具体的に詳しいものが出ておりませんので、これ以上のものはございませんけれども、そういったものを県としても積極的に活用いたしまして、これは県の計画もこれから立てるということございまして、その計画に基づきましてそれぞれ災害拠点施設等を順次設置してまいりたいと考えております。

古田委員

平成24年度の予算がどのくらい組めて、いつぐらいに整備できるということもわからないんですか。

平島環境首都課長

ただいま御説明しましたとおり、国の24年度の当初予算に計上されておりますが、その国の予算の配分がまだこれからでございます。予算措置も国のほうで決まっておりますので、そういったものを情報収集しまして、24年度以降の採択に向けて検討して取り組んでまいりたいと考えております。

古田委員

大いに進めていただきたいと思います。

それと、このプロジェクトの中で家庭への自然エネルギーの導入促進ということで、住宅用太陽光発電システムの導入支援ということがうたわれているんですけども、県独自に個人住宅への補助制度をつくって、もっとしっかり進めるべきだと思うんですけども、その予定はないんでしょうか。

平島環境首都課長

個人用の住宅発電システムの導入支援につきましては、既に国のほうで住宅用太陽光発電システム支援対策補助金ということで1キロワット当たり4万 8,000 円の補助がございます。これは来年度以降もあるということで、そういったものについてさらに上積みができるように国へ要望するとともに、県といたしましても木造住宅の耐震化の工事とあわせて、太陽光パネルのシステム設置について支援を行っているところでございます。こういったものも活用しながら導入促進を進めてまいりたいと考えております。

古田委員

お隣の香川県でも独自で太陽光パネルを個人住宅に設置する場合には、8万円とか 10 万円とか、高知県でも県の補助ということで、国だけではなくて県独自の補助制度もつくってますし、それぞれ市町村でも補助を進めていこうということで取り組まれているんです。徳島県の場合は、やはり県がしないとそれぞれ市町村もなかなか踏みきれない。今、県下では7市町しか補助制度がないので、ぜひ県みずからが補助制度をつくって推進していただきたいと思うんですけれども、部長さんいかがでしょうか。

平島環境首都課長

それぞれ、各都道府県の取り組みはさまざまでございます。自然エネルギーと申しまして、メガソーラーの導入促進を初め、個人向けの導入支援措置、災害に強いまちづくり、あるいは地域活性化といろいろな視点がございます。都道府県でそれぞれの支援措置がございますが、本県といたしましては、今回案として作成しております自然エネルギー立県とくしま推進戦略に基づきまして、自然エネルギーの導入促進を図ってまいりたいと考えております。

古田委員

残念ながら今の県の補助制度とか貸し付けというのは企業とか事業所とかそういったところに補助する、支援するという部分が大きいので、ぜひ個人の住宅へも、今、自然エネルギーをしっかりと進めていこうという機運があるときにぜひ制度もつくっていただきたいと思います。

次にアスベストの問題でお伺いしたいと思います。

23 ページに石綿健康被害救済基金拠出金が 1,065 万円積まれているんですけれども、こうした健康被害の救済基金を、徳島県で建設業にかかわっておられた方々はたくさんおいでるわけで、アスベスト被害になられているという方もおいでると思うんですけれども、どれくらい申請されて認定を受けられて健康調査とか治療に当たっておられるのか、また亡くなられた方に対する、その制度の活用ですがどうなんでしょうか、お伺いいたします。

湯浅環境管理課長

いわゆる石綿救済法についての御質問でございます。

この石綿救済法につきましては、平成 18 年に成立して施行されている法律でございますけれども、この法律につきましては、労災補償の救済の対象とならない方に対して救済を図るということで石綿健康被害救済制度というのが創設されております。この中で全国的な救済についての申請、認定の御質問でございます

が、これにつきましては、独立行政法人の環境再生保全機構で受け付け等がされております。昨年の12月末現在の数値でございますけれども、この認定、申請につきましては、全国では約6,000名の方が受け付け、申請をしているようでございます。そのうち、認定分につきましては3,800名余りということで、認定をされております。このうち徳島県関係でございますと、31名の方が申請をされまして、そのうち18名の方が認定をされているという状況でございます。

それと、この法律の施行前に亡くなられた方がおいでますけれども、そういった方についても救済制度がございまして、これにつきましては、全国では4,000名弱の方が申請をされて、認定分が約3,100名ということで、徳島県関係で申しますと19名の方が申請されて、認定されたのが16名となっております。それと申請されずに未申請で死亡された方、こういった方についても救済制度がございまして、これにつきましては、全国の受け付けが約600名弱でございますけれども、このうち認定分が約320名程度、徳島県関係でございますと3名の方が申請をされて、認定されたのが2名という状況でございます。

古田委員

認定状況というのを全国的に見てみますと、徳島県の場合は大分低いように思うんですけれども、申請をすればそういったいろいろな支援が受けられますよということは、どのように周知をされているのか。

周知事業ということで、法の施行前に中皮腫により死亡された方については、地方自治体の協力を得て死亡個票を用いた掘り起こしを行い、重点的に周知を実施する事業で、こういったものも地方自治体と協力して行っておると思います。しかし、全体としては四国4県を見てみましても、徳島県のその恩恵を受けられた方というのは少ないと思うんですけれども、そういったあたりどのように取り組みをされているのか、いかがでしょうか。

湯浅環境管理課長

周知についてのお話でございますけれども、これにつきましては、当部はもちろん保健福祉部関係でも医療機関も含めてこういうことについて周知をされているところでございます。それで、この法律につきましても今現在、請求について10年、この法律についての延長という取り決めがなされていますので、今後とも関係機関を通じていろいろな形で周知を図ってまいりたいと考えております。当然、県のホームページでもいろいろな情報については流していただいている状況であります。

古田委員

なかなか申請をしても認定されない。建設労働者の方々というのはいろんなところを回られて、いつこの事業所にいたときに石綿被害を受けたかわからないということもあって、なかなかきちんと認定されないということもあろうかと思うんです。しかし中皮腫とか肺がんとかいろんな病気を見たら、建設業に携わっている人たちというのは、それを浴びたということも推測されるわけですから、できるだけ救済策がとれるように県としても対応していただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

湯浅環境管理課長

先ほども申し上げましたとおり、関係機関を通じまして今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

古田委員

よろしく願いいたします。

次に、市町村振興資金貸付金のことでお伺いしたいと思います。

予算の説明にもありましたけれども、貸付金としては23億円が計上されているんですけれども、どのくらい実績があるんでしょうか、まずはこの二、三年について実績を伺えたらと思います。

小笠市町村課長

市町村振興資金に係る貸し付けの実績ということで御質問をいただきました。

ちょうど手元にございますのが、平成22年度の貸し付け実績でございますけれども、平成23年の5月に貸し付けた分なんですけれども、約12億円ということになっております。

古田委員

去年も同じ23億円の予算計上をされていたと思うんですが、半分くらいの実績なんです。貸付金という場合には利子も払わなくてはいけないということで市町村にとってはなかなか使いづらい貸付金だと思うんです。今回、この貸付金で新しく防災基盤整備支援の充実とか、公共施設等耐震化支援の充実とか、拠点避難所の整備、公立小中学校施設耐震化の促進とかいろいろ大事な施策がいっぱい新しい事業として加わっております。公立小中学校耐震化の促進などは継続事業ですけれども、新規事業としてもいろいろな大事な対策が盛り込まれているんです。今回メガソーラーで大きな事業所に対しては無利子融資ですよ、1億円でしたか上限が。そういった無利子でしているわけですから、もっと市町村が使いやすくなるように、市町村に対しても無利子で行うとか、実績が半分くらいですのでその分を補助のほうに回して、やっぱり県と市町村が一緒になって震災・減災対策というのはやっていかないとかなんかと思うんです。ですから大いに進むように、この貸付金が半分くらいの実績であれば、予算を違うところに回して補助のほうを厚くすることはできないんでしょうか。

小笠市長村課長

まず、先ほど22年度の実績を申し上げたんですけれども、予算に近い額ということになりますと平成16年あたりですと21億円を超えるような貸し付けがあったという状況になってございます。

それで、昨今、額としては減っているわけなんですけれども、1つは地方財政が交付税等により措置されたということによって、市町村もある程度そういった財源措置に対応できたということがあろうかと思えます。それともう一点、この市町村振興資金というのは、あくまでも地方債ということになってございます。地方財政法で定めるところの地方債ということになりますので、ほかにも地方債いろいろあるわけなんですけれども、借り入れするに当たって、交付税措置のあるような有利な財源をまず市町村としては求めてくるということになってございます。それで、市町村振興資金の特徴なんですけれども、1つはスケジュール的な面、国の地方債でありますと1月中には額を固めなければならないということがあられるわけなんですけれども、この振興資金につ

きましては、市町村が年度末ぎりぎりになって需要が生じた場合、そういったものについて貸し付けができるということがあろうかと思っております。

また、国の地方債を借りた後、余った分についてこの振興資金を充てるというようなこともできるといった、いわゆる使い勝手のいい制度ということで活用しているところでございます。

それと、市町村振興資金につきましては、特別会計ということで運営しております。条例で設置されておりますので、一般会計のほうにというお話もございましたけれども、来年度につきましては10億円ですが、一般会計のほうに繰り出すということをしております。

古田委員

どのくらいの利子というのはそれぞれの資金の使い方によって違うと思いますけれども、それを無利子にして、市町村が使いやすくするという配慮はできないんですか。

小笠市町村課長

来年度の振興資金の貸し付けにつきましては、三連動地震に備えた防災・減災対策の推進、あるいは急増しておる限界集落に対応する新たな集落再生策、そして地域資源や伝統文化を生かした地域活動の創出、そういったものを重点的に緊急課題ととらえまして支援していくことを考えております。

また、無利子でというお話がございましたけれども、それぞれの資金によりまして、例えば防災・減災対策推進資金のうち拠点となる施設の整備等の市町村防災拠点避難所整備モデル事業につきましては、無利子を予定しております。それから、地域創造戦略推進事業、集落再生等の関係でございますけれども、これについても無利子を予定しております。それと、御質問のありました太陽光を含む自然エネルギーの関係、これはあくまでも市町村が公共施設等の改修を行った場合、こういうものが対象になってますけれども、これについては特別利率ということで一般利率よりも下げた形で貸し付けを予定しております。

古田委員

できるだけ市町村が使いやすい補助制度とか貸付金になるよう、県は努力をしていただきたいと思えます。

最後に、放射線量の測定ですけれども、ホームページを見ても国がいろんなものはいつもいつも未検出だからはからなくてもいいよということで、今まではかっていた水道水とか、降下物などは毎日はからないようになっていると思うんですけれども、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

湯浅環境管理課長

放射線量の測定についての御質問でございますけれども、私のほうで環境放射能水準調査におきますモニタリング調査を実施しております。それで福島第一原発の事故を受けまして緊急モニタリングということで毎日、空間放射線量のモニタリングポストによる測定とサーベイメータによる地上1メートルの高さの測定、それと毎日の降下物の測定と上水、これについても毎日測定を実施してきておりました。

それで、これについては国のモニタリング調整会議におきましていろいろ検討されて、文部科学省におきましても今後、測定の精度を高めるということを基本に置いて、モニタリングに対しての見直しをやるということで昨年の末に公表されております。その内容でございますけれども、モニタリングポストによる空間放射線量につきましては、今現在も毎日、毎時間行っておりますし、データについても県のホームページで毎日公表させていただいております。それとサーベイメータによります地上1メートルの高さにつきましては、毎日測定をしておりましたけれども、これにつきましては6月から12月までのデータがございますので、そのデータを活用して国でその推計ができる予測計算式をこしらえまして、その計算式によります推計値というものを毎日公表しております。これについても県のホームページでアクセスできるようにはしております。そして、それを検証するという意味合いも込めまして、月に1回、各都道府県で測定をしております。

次に降水物でございます。ちり、ほこり、雨等の降水物につきましては、毎日採取したものを毎日測定するという形でやっておりましたが、年が明けてから1カ月かけて降水物を採取しまして、その1カ月かけて採取しました試料について精度を高めるということで、1日程度の測定時間を要して、より低い数値が出るような形で精度を高めてやっているということでございます。ですから結果も月に1回出るということになります。

それと上水でございますが、上水も毎日2リットル程度の水を測定しておりましたが、先ほどの降水物と同様に、設定精度を高めるということを目的に3カ月間かけて試料を採取する。それで、休みの日を除いて平日毎日1.5リットルの上水を採取して、それをためまして総量で100リットル程度の前処理を行いまして、測定機器で約1日かけて低い数値まで測定できるという形で測定をやる。ですから結果が出るのが3カ月に1回。こういった形で精度を高めてやるという形に変えております。

古田委員

やっぱり何カ月もためてからということでは、いろんな風によって飛んでくるそういうことを考えると、そしてまた海水の場合は、まだまだ汚染が広がり始めているというような状況で、県が文部科学省からの委託がなくなったということでやめてしまっているのかということでは不安の声が出てくると思うんです。これは、文部科学省はそういう姿勢になってしまっているんですけれども、それなら県が今までどおり測定をして、結果をホームページで流していただきたいと思うんですけれども、そういうことはできないのでしょうか。

湯浅環境管理課長

震災直後から昨年の12月の末まで、毎日モニタリングを実施してきております。その結果につきましては、すべて県のホームページで公開しておりますけれども、これによりまして本県への影響というのはほとんどないということでございますし、毎日やっている降水物、上水につきましても、不検出という状況がずっと続いていると。これにつきましては、ある程度の測定時間、6時間という形でやってきておりますけれども、これをより低い数値まで、検出可能なところまで精度を上げていって、もし低い数値でも出れば検出された数値が出てくるということで、より県民にとってはわかりやすい安心できるような形になっていくと考えておりますので、より精度を高めた形でモニタリングを実施してまいりたいと考えております。

古田委員

そしたら、今のようなはかり方になってから詳しい数値は一度でも出たんでしょうか。

湯浅環境管理課長

降下物につきましては、毎月1回となっておりますので、これにつきましては、ことしに入って不検出という状況でございます。より精度を高めた上でも不検出ということでございますので、より県民の方に安心をしていただけるのかと考えております。

古田委員

子供を持つ若いお母さんやお父さん方からしてみたら、私のところもはかってくださいという声がたくさん聞かれます。ですから、やっぱり県としては、県独自でこの測定をぜひ続けていただきたいというのが私の思いです。そのことをお願いして終わります。

長尾委員

部長の説明の中で、17番目の一般廃棄物処理対策の推進についてであります。この中で生活排水対策として市町村が行う合併処理浄化槽への転換整備に対して支援を行うとともに、浄化槽法定検査受検率の向上など、適切な維持管理を推進し生活環境の保全に努めるという説明がございました。私はここでより具体的な報告があるのかなと思ったんですが、何もなかったもので、ちょっとお聞きをするんですが、市町村が行う合併処理浄化槽への転換整備というのは、いわゆる市町村設置型の推進だと思いますし、あわせて浄化槽法定検査受検率の向上というのは、まさに那賀町がやっているような一括契約方式を指し示すことだと思いますけれども、ここには具体的な表現ではなくて抽象的な表現で、今申し上げた2つのことについて、私は今議会で御報告があるものだと思っていたら何にもなかったもので、その点について改めて何にもないのか、具体的な方向性もないのか。知事のマニフェストの中にも10カ所という表現があれば、当然1年たって具体的に実施する市町村があるとか、この担当の方は御苦労されてると思うんですけれども、その辺についてまずはお聞きをしたいと思います。

川端ゴミゼロ推進室長

先ほど委員から御指摘のありました主要施策の中にもそうした記述もございます。そしてまた、汚水処理構想の中でもそうした部分の記述もございます。県としては、市町村設置型事業について、市町村に協力要請をしながら積極的に取り組んでいただきたいということで、今年度は24市町村全部回って協力要請をしてきたわけでございます。しかしながら、平成6年度にこの市町村設置型の事業が創設されて以来、遅々として進んでいないという状況においては、何かどこかに問題があるのではないかとということから、今年度その協力要請とともに課題等についてヒアリングを行ったところでございます。市町村にとっては、この市町村設置型については、各家庭1個ずつ浄化槽を整備し使用料を徴収して、市町村が責任を持って維持管理をしていくといったことが、相当な事務負担の増大につながっているということから、現状においてはなかなかこういったことを進めることについては、ちょっと難色を示しているということでもございました。結論から申し上げますと、この市町村設置型を進めていく上では、やはり市町村が取り組みやすい制度という形にならなけれ

ば今後これ以上進めてもなかなか膠着状態で進まないということから、制度の抜本的な見直し等も含めて、市町村が取り組みやすい制度となるよう、今後、国に対して制度改革について強く求めてまいりたいと考えているところでございます。

長尾委員

それはそうだと思います。まず聞いてることに答えていない。一括契約はどうなってるのかという話。これについてはぜんぜん進んでいないのか、それとも協議会を立ち上げるところがあるんだったら報告してもらいたい。

川端ゴミゼロ推進室長

本年1月18日に神山町において協議会を設立し、1月23日には鳴門市で協議会を設立しました。鳴門市においては都市部の中で1つ選定したと、もう一つ神山町については過疎地のほうで協議会を設立し、そうした都市部、過疎地の中で問題点等についてさまざまな課題というものがありますので、そうしたことを現在スタートして、その課題を抽出しながら、一つ一つ課題解決に向けた取り組みを今後やっていきたいということで設定したわけなんですけれども、つまり今年度1月には協議会が設置されましたので、今後一括契約のスタートが早期にできるように、我々も努力してまいりたいと考えております。

長尾委員

神山町と鳴門市の一部で協議会を立ち上げて、そこで一括契約の実施をする、そういう御努力は了とするところでありますが、いずれにしてもこれはこれで1年間の御苦労があって実を結びそうな段階。次の次年度は、さらにまた2カ所か3カ所か、その計画を本当はここに書いてあったらなおすばらしい。あわせて市町村型についても具体的な目標というのが本来書かれるべきだと思います。去年の2月議会は、まさに3.11の前だったから、多分この文章をこのまま読んだら去年の2月議会と一緒に文章です。3.11の後、ことしの2月議会の予算というのは、この文章の中に少なくとも3.11を受けた緊迫感みたいなものを感じられない。なぜかという、浄化槽の効用というのは、最近の新潟の地震や昨年の中日本大震災で仙台の流域下水道、空港の横にあったものはやられているわけなので、そういう大規模の公共下水道というのは管が切れたらもうペアになる。復旧には大変な時間と金がかかる。しかしながら合併浄化槽というのは、そういう災害に強いということが証明されているわけで、国の指導もそうになっている。その中で、こうした合併浄化槽、もっと言えば市町村設置型にしても、これに対する3.11を受けた中での取り組みということが表現されていないし、全く去年の2月の項目と変わらない。そこで、昨年12月、県は汚水処理計画の素案をまとめた。多分それは市町村が出した計画書を県がまとめた。今言ったように市町村設置型というのは大変だ。御苦労はわかる。しかし、本当は県の指導があった上でそういうものになっているかどうかということについて私は疑問を持っているわけで、これはまた改めて付託委員会でお聞きをしたいと思います。その計画素案に対してパブリックコメントをやって、この1月に締め切った、このパブリックコメントの報告はいつされる予定ですか。

川端ゴミゼロ推進室長

今回の徳島県の汚水処理構想についてのパブリックコメントについては、汚水処理の総合調整を行っている県土整備部の下水環境課が主体的に行っているものでございます。県土整備部のほうで、昨年12月22日から1月22日までの30日間において意見募集を行ったところでございます。そして、汚水処理構想については浄化槽所管部局、農業集落排水事業であれば農林水産部と多岐にわたることから、それぞれにフィードバックして、それぞれ調整を図ってきたということで多少の時間がかかったと認識しております。

パブリックコメントの公表については3月中に行うと聞いております。

(「次の付託委員会には間に合わない」と言う者あり)

その日にちまでは聞いておりません。

長尾委員

ぜひ、これは来年度のことを考えるという意味においては、やっぱり付託委員会に間に合わせるべきだと思います。県土整備部、農林水産部、県民環境部が連携をとって、付託委員会までに少なくともパブリックコメント、県民の皆さんがこの素案に対してどういうふうな声が多いのか、1番、2番、3番というか我々知りたいし、また現浄化槽に対して県民の皆さんがどういう意識を持っているのか、昨年の3.11を受けてどういう意識を持っているのか。そういうことがわからないで、新年度の議論をするといったって、なかなか議論できない。そういう意味からすれば、私は県民環境部として県土整備部、農林水産部と連携をとって、付託委員会までにやってもらいたいと思いますが、部長の見解をお聞きしたいと思います。

坂東環境総局長

パブリックコメントの公表については、基本的に所掌しておりますのは県土整備部ということになるわけですが、当然、浄化槽にかかわる部分でどんな御意見が出てくるのかについては把握してございますし、いろんな議論もできるような状況としてはつかんでございます。ただ全体としてどういうスケジュールで公表していくのかという部分については、県土整備部と相談をさせていただきたいと思っております。

長尾委員

ぜひ相談して県民環境部の付託委員会までに出すべきだと、そうしないとこれは意味がないので、強く要請をしておきます。

それから、前回の議会で被災地の瓦れきの処理について議論になりました。その後、県議会としても国に対して総局長のほうから二重の基準というものがあって、なかなか県としては難しいという話で、県議会としても国に意見書を出した。その後、このたび復興庁も設置をされ、さらには東京だけではなくて静岡県が瓦れきの処理の実験をするということも報道されております。また、まもなく1年になろうとするわけですが、被災地は瓦れきの上に雪がたまっているかもわかりませんが、大変な思いをされている中で県としての11月議会以降、復興庁とか静岡県が検討するとか、さらには知事会、そういったことも含めて、また国からのさらなる働きかけがあるのかどうか、そういったことについて見解は11月議会のときと変わっていないのか、さらには少し新たな変化があるのかどうかお聞きしたいと思います。

川端ゴミゼロ推進室長

以前の委員会と今回の委員会の間で、そうした動きがあるのかどうかといった御質問でございますけれども、国においては広域処理を進めようとするということから各都道府県、市町村に当たっているということは事実だろうと思います。しかしながらその当時と受け入れ市町村というのは、多少何カ所かふえたと思えますけれども、その後の受け入れ市町村は変わっていないと。国からの指示についてもほとんど以前と内容は変わっていないと認識しております。

長尾委員

わかりました。

いずれにしても、カウンターパートということで華々しくそのことを取り上げられているわけで、しかし、一過性のものではいけないし、やはり長期的な視点で全国から、また関西広域連合に入っている本県としても、宮城県などには特に援助の手を差し伸べる必要があるのではないかと思いますので、国に対して意見書を出しているわけですが、さらに状況を見ながらどういう形でできるのか、そういったことに鋭意また努力をしていただきたいということを要望しておきます。

竹内委員

先ほどの鳥獣被害の件については、今回、保護から適正管理というふうに方向転換をしていただいて大いに評価をいたしております。

もう一点は男女共同参画の件であります。我が会派も2回勉強会をして、我が会派の意見は岡田課長や部長に申し上げているとおりでありますが、基本的にこの問題というのはもともとの基本法ができたときから日本の国の個という個人を大切に、家庭とか社会とかそういうものをどちらかというないがしろにしておる法律なんです。これははっきりしておるんです。今回の計画に書いているんでも、個人の権利は主張してますけれども、やっぱり一番大切な人間の基本である家庭、家族というものをほとんど書いてないし、書いてあってもそれは非常に軽いものである。だから、そういう意味での視点から我々は考えた上で相当の修正を迫っております。1点それに関連して聞きたいんですけれども、男女共同参画推進費 187 万 8,000 円というのは、どういうふうにお使いになるのかお聞きしたいと思います。

岡田男女参画青少年課長

今、竹内委員から平成 24 年度当初予算ということで、お手元にお配りさせていただいております総務委員会資料の9ページの④男女共同参画推進費の中身についての御質問をいただいております。

これにつきましては、下の摘要欄にも書いてございますように、社会啓発事業ということで1点はDV、ドメスティック・バイオレンスにつきまして、保健福祉部と連携を取りながら若年者ということで中学校、高校、大学といったところに出向きまして、出前講座をやりながら、若いころからDVに対する認識を深めていただくということが1点。それからあとは、一般的な課の運営経費といった事務的経費がございます。

今、委員のほうから、今回新たに策定を進めております計画についての御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、私どもとしましても県民会議の勉強会の場にも時間をいただきまして、いろん

な貴重な御意見をお伺いもしましたし、また、お話をさせていただいたということで改めてお礼を申し上げる次第でございます。それで、計画策定に向けまして、今現在、男女共同参画会議に諮問いたしまして、先般1月27日に2回目の会議を開きました。当然ながら行政計画ということで、昨年11月議会の本委員会並びに人権・少子・高齢化特別委員会に、中間取りまとめということで御報告させていただきました。それで、参画会議からも意見がございまして、従来でしたらほぼ参画会議で意見がまとまったということで答申という形でいただいて、それを踏まえて議会で報告ということでありましたが、参画会議のほうでも、先ほど長尾委員からも3.11という話もございました。こういったことで、竹内委員からお話があった、家庭、家族こういった意識が従来とまた変わってきたということもございまして、参画会議のほうも議会からいただいている意見もあるということで、まだ答申という形は早いだろうということで、参画会議総意のもと、県議会での御論議を踏まえた上で答申をさせていただくというスケジュールで今進めておるところでございます。引き続き、本来でしたら事前委員会で御報告すべきところだったかと思えますけれども、今そういった状況でございますので、まだ調整をさせていただいておりますので御理解をいただけたらと思います。

竹内委員

DVとかということについては異論はないわけですが、DVIに加えて子供の虐待も当然、講座の中に入れんなら、やっぱり落ちていますよ。今、物すごく問題になってますよ。これは、男性をターゲットにしとんよな。男性が女性をいじめた、妻をいじめた、そういうものだけを取り上げとるけど、女性にいじめられとる男性もいっぱいおりますよ。笑ってる人は多分経験がある人や。だから、私はそういう推進というのは絶対反対です。だから、今度我々が出しているものの取り扱いいかんによっては、187万8,000円に否決するかもわからん。推進でないんだから、我々にとってはむしろ後退の、今の家庭とか人間のきずなとかそういうものをばらばらにしていくような考え方が底にあるこの男女共同参画計画については、推進でないということで削除、修正等々させていただくかもわからん。そのことも踏まえた上できちっとした、我々から出しておる代案について御答弁をいただいて、きょうは無理ということ聞いたので、早急に出してもらって、それによって我が会派はこの予算案にこの分だけは修正するかもわからん、そのことを頭に入れといてください。

寺井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。(15時14分)